

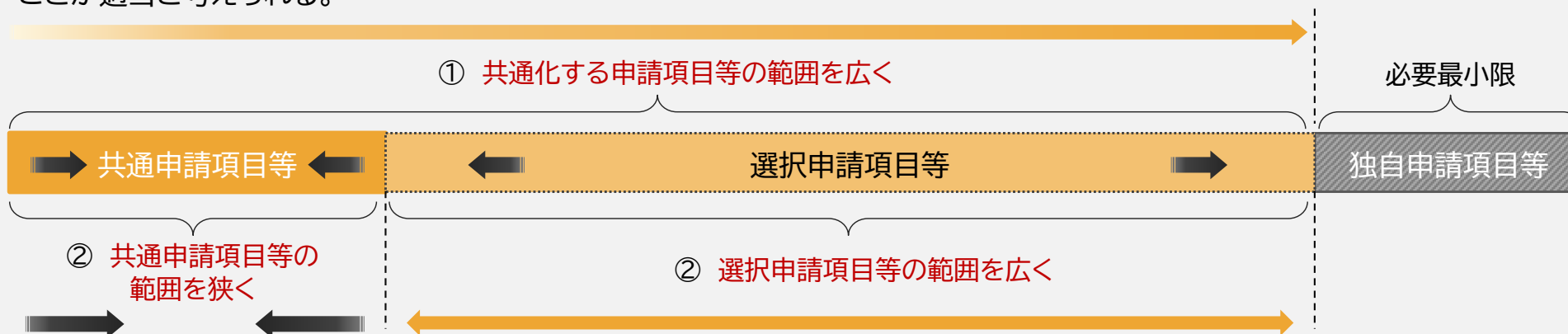
建設工事等の入札参加資格審査申請の 申請項目・必要書類の共通化について

- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)の提言を踏まえ、**物品・役務等の入札参加資格審査の申請項目等**について、以下の①及び②の申請項目等を定めて、**地方公共団体**が、①に加えて②の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて③の申請項目等を設けることができるようにすることが考えられるとされた。

- ① **共通申請項目等** (全地方公共団体共通の申請項目及び必要書類)
- ② **選択申請項目等** (申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目及び必要書類)
- ③ **独自申請項目等** (地方公共団体独自の申請項目及び必要書類)

共通申請項目等・選択申請項目等・独自申請項目等の数の関係

- ・ 複数の地方公共団体に対して申請する事業者(「共通」・「選択」の範囲が広いほど、申請に係る事務負担が軽減)
 - ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う**地域の中小事業者**(「共通」の範囲が広いほど、現に申請不要であった項目等の入力が必要)
 - ・ **個々の地方公共団体**(「共通」の範囲が広いほど、現に審査していなかった項目等の審査が必要)の視点から、
- ① **共通化する申請項目等(「共通」+「選択」)の範囲をできる限り広く**する(「独自」の申請項目等は必要最小限の範囲で設定)
 - ② 共通化する申請項目等については、できる限り**「共通」の申請項目等の範囲を狭くしつつ、「選択」の申請項目等の範囲を広く**することが適当と考えられる。



- 「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会報告書」(令和7年3月)においては、**物品・役務等の共通・選択申請項目等の設定方法**を以下のとおり設定した。

① 共通申請項目等とするもの

- i. **事業者特定情報**(本社住所、商号又は名称等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。)であり、かつ、**地方公共団体の半数以上が設定しているもの**(③に該当するものを除く。)
(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ii. **事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、**特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの**
(例) 申請先地方公共団体ごとの登録先、法人番号(事業者を一意とすることや、システム間で情報連携するために必要となるもの)

② 選択申請項目等とするもの

- i. **適正性審査・格付情報**(契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。)に**該当するもの**(③に該当するものを除く)。
(例) 営業年数、製造・販売実績高、自己資本額、流動比率、常勤職員の人数、納税証明書、財務諸表
- ii. **事業者特定情報**であり、かつ、**設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち**、① ii に該当しないもの(③に該当するものを除く)。
(例) 組合員名簿

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目等となるもの)

- i. 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
- ii. 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
- iii. 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
- iv. 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
- v. i から iv までのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの

(たたき台の作成方法)

1. 物品・役務等の共通・選択申請項目等に対応するように国※¹及び検討会の構成員(以下、「構成員」という。)が設定している申請項目等を記載し、一覧化。
2. 物品・役務等の共通・選択申請項目等と国及び構成員の申請項目等を比較し、共通・選択申請項目等の対象となる項目等を下記の考え方により抽出して作成。

※1 国が設定している申請項目等の例として、建設業及び建設関連業(建設コンサルタント等)の所管省庁であり、入札案件数の多い国土交通省(会計課所掌分及び地方整備局等分)の申請項目等を一覧化した。

① 共通申請項目等の抽出の考え方

- i. 事業者特定情報であり、物品・役務等の共通申請項目等として設定されているもの。(例) 本社住所、商号又は名称、登記事項証明書
- ii. 事業者特定情報であり、物品・役務等の共通・選択申請項目等として設定されていないもの、かつ、国及び構成員のうち、複数の団体が申請項目等として設定しているもの。(例) 建設業許可番号、建設業許可の証明書

② 選択申請項目等の抽出の考え方

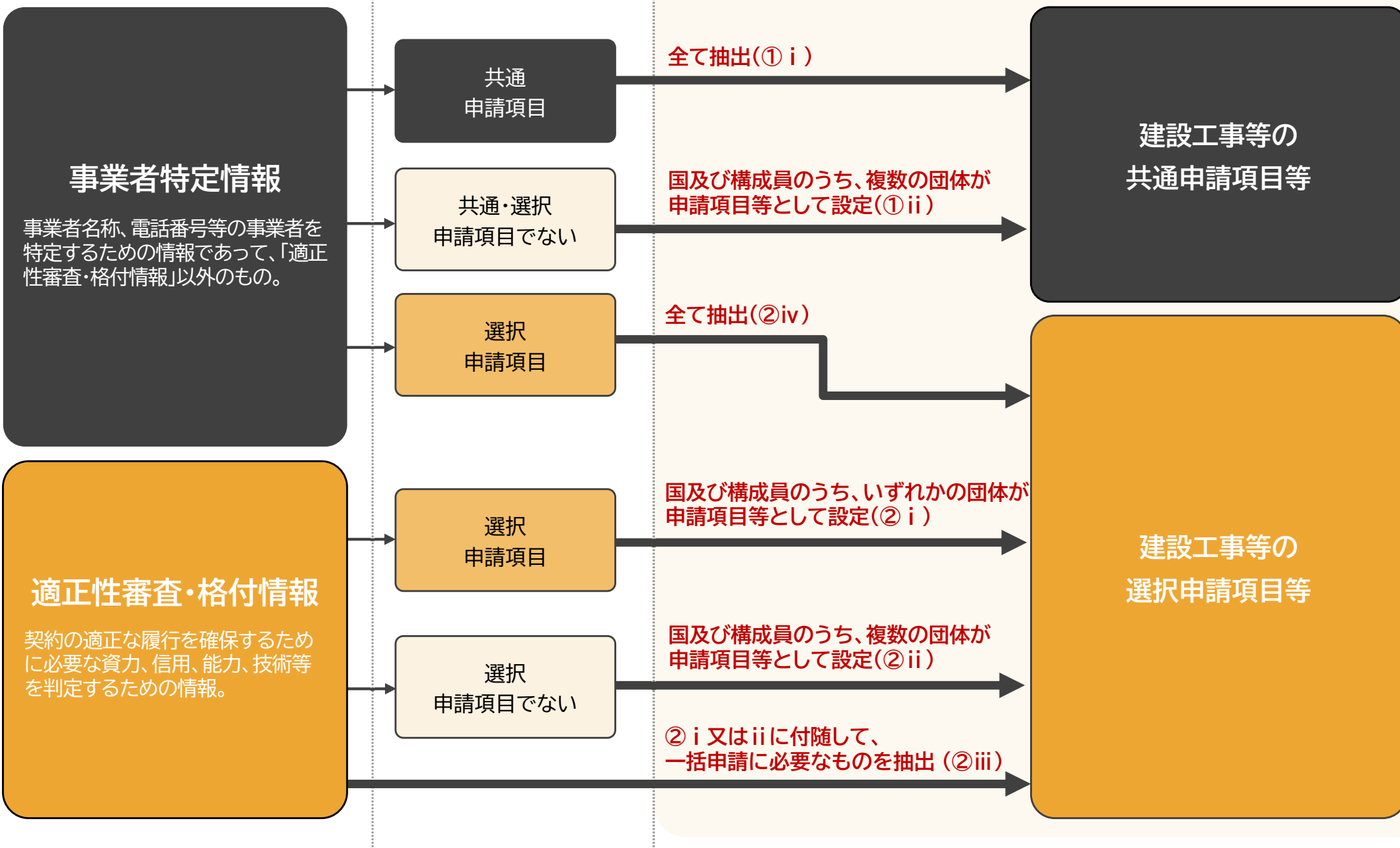
- i. 適正性審査・格付情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されているもの、かつ、国及び構成員のうち、いずれかの団体が申請項目等として設定しているもの。(例) 営業年数、売上高、納税証明書
- ii. 適正性審査・格付情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されていないもの、かつ、国及び構成員のうち、複数の団体が申請項目等として設定しているもの。(例) 経営事項審査情報、総合評定通知書の写し
- iii. 適正性審査・格付情報であり、② i 又は ii に付随して、共通システムにより複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるもの。(例) 地方公共団体と災害時応援協定を締結している場合、締結している地方公共団体名
- iv. 事業者特定情報であり、物品・役務等の選択申請項目等として設定されているもの。(例) WTO等案件の該当有無、組合員名簿

※ 申請項目名・必要書類名については、物品・役務等の共通・選択申請項目名等に合わせることを基本としつつ、物品・役務等の共通・選択申請項目等とされていない項目等や項目名等を合わせることが適当でない項目等については、個別の項目等の内容に応じて、国や地方公共団体の項目等を比較しつつ個々に設定する。

【 建設工事等の申請項目の性格 】

【 物品・役務等の項目設定 】

【 建設工事等の申請項目 】



建設工事等の共通・選択申請項目等のたたき台に関する意見照会

- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の共通・選択申請項目等のたたき台を**全ての地方公共団体に対して**送付し、各地方公共団体における**申請項目等の設定状況や意見**(追加又は削除する必要がある申請項目及びその理由等)を**照会**※

※「建設工事等の入札参加資格審査申請に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和7年7月17日付け総行第359号 総務省自治行政局行政課長通知)

1. 建設工事等の共通・選択申請項目のたたき台

＜たたき台全体についての設問＞ … 資料2、資料4

- ① たたき台に掲げた項目・たたき台に設定しなかった項目の設定状況
- ② たたき台に追加又は削除すべき項目とその理由

＜個別の設問＞ … P8～14

- ③ 経営事項審査情報の確認方法(建設工事のみ)
- ④ 本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所の取り扱い状況(都道府県のみ)
- ⑤ 技術者情報の取り扱い状況

2. 建設工事等の共通・選択必要書類のたたき台

＜たたき台全体についての設問＞ … 資料3、資料5

- ① たたき台に掲げた書類・たたき台に設定しなかった書類の設定状況
- ② たたき台に追加又は削除すべき書類とその理由

＜個別の設問＞ … P15、16

- ③ 総合評定値通知書の期間の取扱いについて(建設工事のみ)

3. 建設工事等の共通の業種のたたき台

＜たたき台全体についての設問＞

- ① たたき台に追加又は削除すべき業種とその理由

＜個別の設問＞ … P19～26

- ② 業種の設定状況
- ③ 事業者が選択することのできる業種の数や希望順位の設定状況

4. その他

- ① 建設業法の軽微な建設工事の取り扱い状況(建設工事のみ) … P17、18
- ② その他全般的意見 … P27、28

※ 令和7年9月22日時点で建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに、市区町村2団体が未回答

建設工事等の共通・選択申請項目等の設定の検討①

- 建設工事等の共通・選択申請項目等の設定方法の考え方については、物品・役務等の方法を踏襲し、地方公共団体の設定状況を踏まえ、以下のとおりとすることが考えられるか。

① 共通申請項目・必要書類

- i. **事業者特定情報**であり、かつ、地方公共団体の半数以上が設定しているもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 本社住所、商号又は名称、代表者氏名、建設業許可番号(建設工事の場合)、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

- ii. **事業者特定情報**であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、広域又は全国的な地方公共団体共通の入札参加資格審査申請システムにより、複数の地方公共団体に対して一括申請できるようにするに当たって必要となるものなど、**特に全ての地方公共団体が共通で申請を求める必要があると認められるもの**

(例) 行政書士番号、委任状(行政書士等の代理申請による場合)(行政書士の代理申請の適法性を確保するためするために必要となるもの)

② 選択申請項目・必要書類

- i. **適正性審査・格付情報に該当するもの**(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) 経営事項審査情報(建設工事の場合)、技術者情報、常勤職員の人数、納税証明書

- ii. **事業者特定情報**であり、かつ、設定している地方公共団体が半数に満たないもののうち、① ii に該当しないもの(③独自申請項目等となるものに該当するものを除く。)

(例) WTO等案件の該当有無、入札・契約事務連絡先

建設工事等の共通・選択申請項目等の設定の検討②

③ 共通・選択申請項目等としないもの(独自申請項目・必要書類)

- i. 地方公共団体独自の制度等に関するものなど、全国的な共通化になじまないもの
(例) 地方公共団体独自の表彰・認定、特定の地方公共団体の区域における営業所の設置状況・従業員数
- ii. 事業者に申請を求めなくとも地方公共団体において確認できるもの
(例) 女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書(所管省庁のHPから確認可能)
- iii. 入札参加資格審査(適正性審査や格付け)に資さないと考えられるもの
(例) 課税・免税事業者の別
- iv. 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわないもの
(例) 使用印鑑届、印鑑証明書
- v. i からivまでのほか、共通・選択申請項目等として設定し、申請を求める必要性が低いと考えられるもの
(例) 意見照会の結果、現に設定している地方公共団体数が極めて少数である申請項目等

論点

- 建設工事等においては、物品・役務等と異なり、多くの地方公共団体が格付けを行っていることから、「現状、格付けの評価項目として使用している申請項目等のうち、たたき台に設定されていないもの」について、追加すべきとの意見が多くあった。
- 他方で、たたき台の申請項目の数が多いとの意見があったことや、事業者の事務負担を軽減する観点からは、申請項目等の数はできる限り少なくすることが望ましいことを踏まえると、共通・選択申請項目等として設定する必要性が低いと考えられるものについてまで、広く設定することは適当ではないと考えられるか。
- これを踏まえ、意見照会の結果、設定状況が極めて少数であった申請項目等(具体的には、地方公共団体の設定状況が10%以下であった申請項目等)については、独自申請項目等とすることが考えられるか。
- 申請項目等として追加すべきとする項目のうち、独自申請項目に該当するような項目以外については、共通・選択申請項目等の案に追加して再度意見照会を行い、設定状況を確認することとするか。

経営事項審査情報の確認方法について①

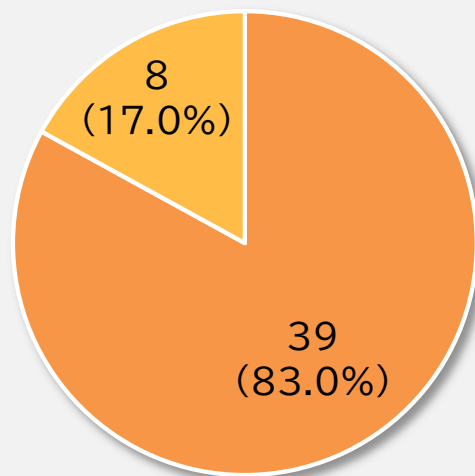
- 建設工事の入札参加資格申請に係る経営事項審査情報の確認方法について、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

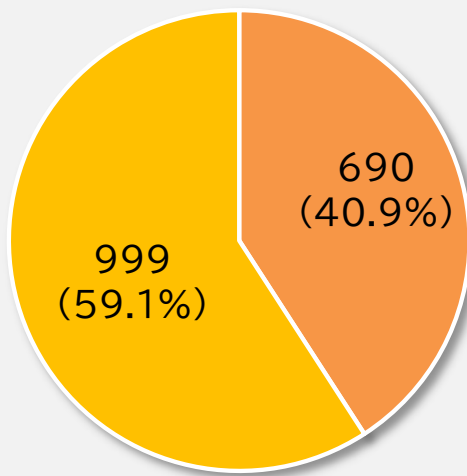
- 意見照会の結果、経営事項審査情報をデータ連携により確認している団体は都道府県では39団体(83.0%)、市区町村690団体(40.9%)となっており、特に都道府県において、経営事項審査情報のデータ連携による確認が進んでいる。
- データ連携により経営事項審査情報を確認している団体の内訳を見ると、データ連携での確認に加えて、申請項目の入力や総合評定値通知書等の写しの提出を求めている団体が多くなっている(568団体(77.9%))。

<データ連携による経営事項審査情報の取得状況>

(都道府県)



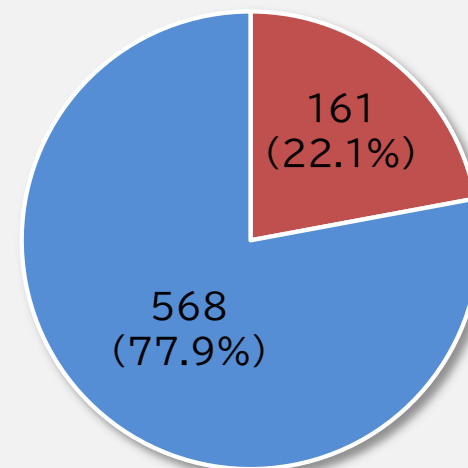
(市区町村)



- データ連携により取得している
- データ連携により取得していない

※ 建設工事の入札参加資格申請において、経営事項審査情報を求めている団体(都道府県47団体、市区町村1,689団体)に占める割合

<データ連携により経営事項審査情報を確認している団体(729団体)の内訳>



- データ連携のみで確認している
- データ連携に加えて、申請項目の入力や総合評定値通知書の提出を求めている

経営事項審査情報の確認方法について②

検討

- 既に経営事項審査情報のデータ連携が進んでいる団体が一定数あることや、事業者及び地方公共団体双方の事務負担の軽減の観点から、共通システムの整備に当たっては、**経営事項審査情報はデータ連携により確認できるようにすることが望ましい**と考えられる。
- また、データ連携を行っている団体においても、データ連携による経営事項審査情報の取得時期のタイムラグ等(P10参照)を考慮して、別途、申請項目の入力や書類(総合評定通知書の写し)の提出を求めている団体が多いことから、共通の申請項目等の設定に当たっては、たたき台のとおり、**選択申請項目として「経営事項審査情報」※、選択必要書類として「総合評定値通知書の写し」を設定**することが考えられる。

※ 申請項目として設定する場合は、データ連携により情報を自動取得し、入力フォーム上に自動表示(プレプリント)される方法が望ましいか。

- 一方で、データ連携のみで経営事項審査情報を確認している団体もあること※から、共通システムにおいて、タイムラグなしに常に最新の経営事項審査情報を確認できるようなデータ連携が可能となる場合や共通審査の事務フローによっては、必ずしも選択申請項目等として設定する必要はなく、入力・提出を不要とすることも考えられるか。

※ 聞き取りによると、データ連携のみで確認している団体においては、データ連携により情報が確認できるまで、審査を保留している例があった。

- なお、共通システムとのデータ連携を実現するためには、民間団体からのデータ提供が必要となるが、**データの利用に費用が生じる場合、その費用負担をどのように考えるのか(現にデータ連携を行っていない場合が多いと考えられる小規模な地方公共団体にとって負担が増加しないような形にする必要があるか)**等の課題がある。



共通化の方向性

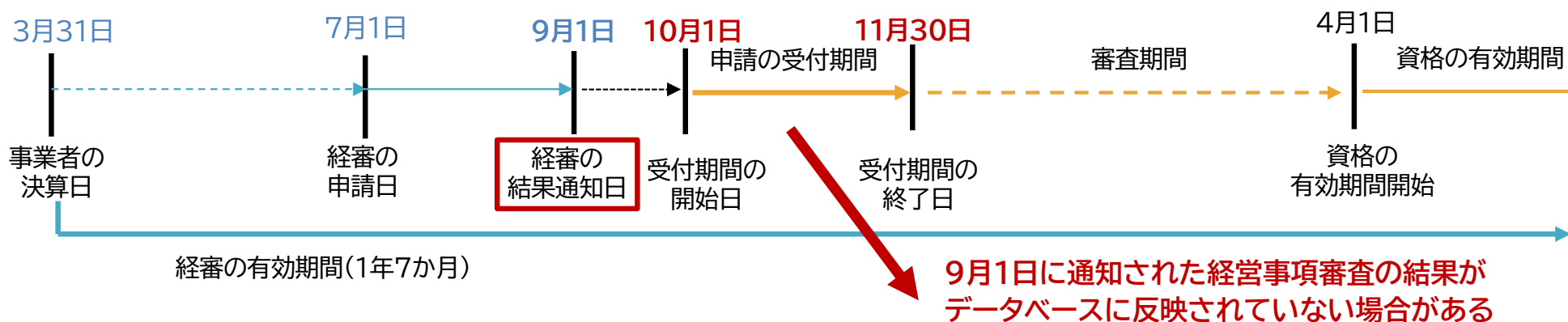
- 経営事項審査情報の確認方法については、共通の入札参加資格審査申請システムにおいてデータ連携により取得する方向で検討を進めるものとし、具体的な手法等については、**システム部会において検討**することとするか。
- なお、その際には、データ連携等の技術的側面だけでなく、**地方公共団体間の費用負担のあり方等**を含めた検討を行う必要があるか。

(参考)経営事項審査情報の確認方法について③

<経営事項審査情報をデータ連携により確認する場合のタイムラグについて>

- 経営事項審査の結果通知が入札参加資格審査申請の受付期間付近にあった場合、最新の経営事項審査の情報がデータ連携の提供元となるデータベースに登録されておらず、データ連携ができない場合があることから、総合評定値通知書等の提出を求める必要がある。

【例】



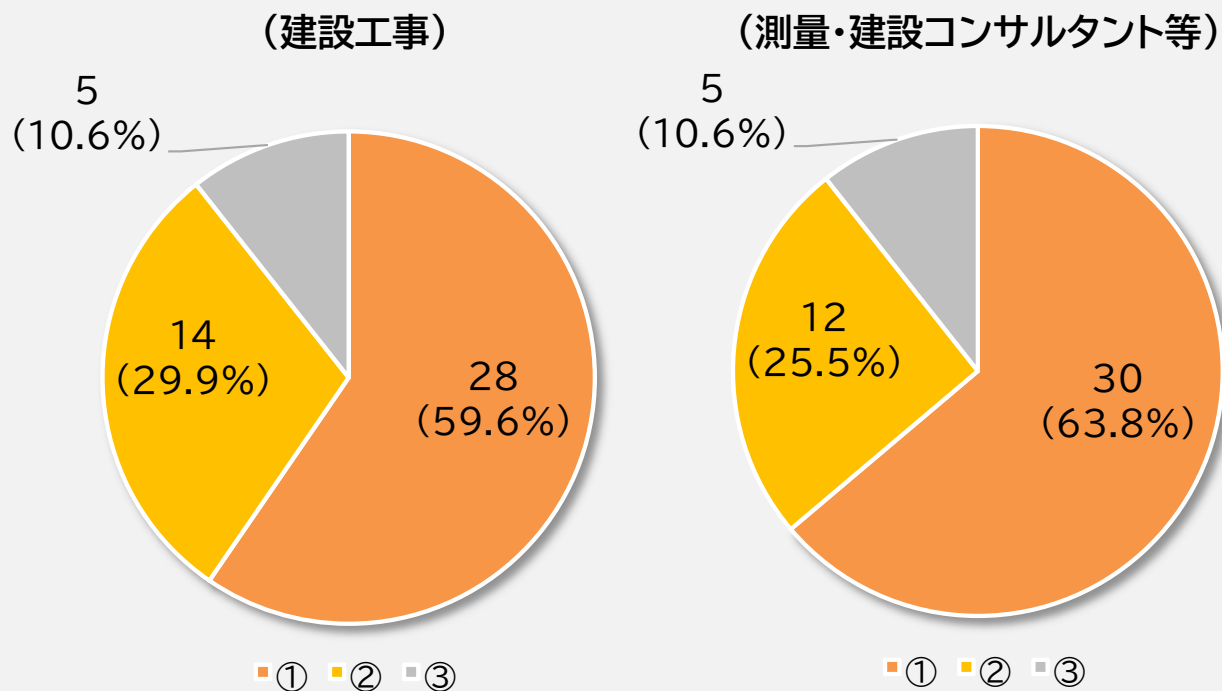
本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所の登録について①

- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請項目のたたき台の「申請先地方公共団体ごとの登録先」の現状の取扱いについて以下の事項を都道府県を対象に照会。
 - 本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所のいずれか1つのみ登録できるようにしているか
 - 本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所は複数登録できるようにしているか

調査結果

- 意見照会の結果、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに**半数以上の都道府県**(建設工事28団体(59.6%)、測量・建設コンサルタント等30団体(63.8%))が「**本社又は入札・契約等の権限を委任する営業所はいずれか1つのみ登録できる**」取扱いとしている。

<本社又は入札・契約等の権限を委任する営業所の登録の取扱い状況>



【凡例】

- ① 本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所はいずれか1つのみ登録できるようにしている
- ② 本社及び入札・契約等に関する権限を委任する営業所は複数登録できるようにしている
- ③ その他

※ その他の内訳

- ・本社のみ登録可能としている(営業所に委任する場合は、入札時に委任状を求めている)(建設工事1件、測量・建設コンサルタント等2件)
- ・本社に加えて、営業所の登録は1つまでとしている。(建設工事3件、測量・建設コンサルタント等2件)
- ・県内事業者は県内に所在する営業所を複数登録可能、県外事業者は県内に所在する営業所は複数登録可能だが、県外に所在する営業所は1つのみ(建設工事1件、測量・建設コンサルタント等1件)

※ 都道府県47団体に占める割合

本社又は入札・契約等に関する権限を委任する営業所の登録について②

検討

- 意見照会では、本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所をいずれか1つのみ登録できるようにしていると回答した団体が過半数となっている※が、一方で、都道府県の発注は、市区町村に比べて地理的に広範囲にわたることから、入札参加資格審査申請時に本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所を複数登録できるようにすることで、案件に応じて、地域要件等を設定し、適切な発注ができるとの意見もある。

※ 聞き取りによると、「1つのみ登録できるようにしている」団体においても、入札参加資格審査申請時には本社のみを登録させ、「営業所一覧表」等を提出させることにより、営業所の状況を確認できるようにし、各営業所への委任については、個々の入札時に委任状を提出させるような取り扱いとしている例が一定数ある。

- これを踏まえると、都道府県においては、域内の事業者の受注機会の確保の観点から、あらかじめ本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所を複数登録できるようにしておく合理性も認められることから、本社又は営業所を1つのみ登録できるようにするか、複数登録できるようにするかについては、都道府県の任意で選択できるようにすることが望ましいと考えられるか。
- 一方、市区町村においては、都道府県と異なり、原則として地域要件は当該市区町村の区域内に留まると考えられ、本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所を複数登録できるようにする必要性は低いと考えられることから、入札・契約等に関する権限等を委任する営業所をいずれか1つのみ登録できるように取扱いでも問題ないと考えられるか。

共通化の方向性

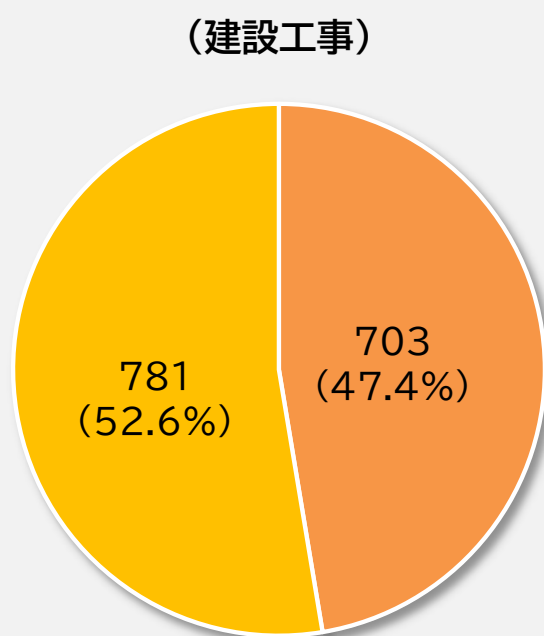
- 都道府県においては、本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所を複数登録できるようにするか、いずれか1つのみ登録できるようにするかを、任意に選択することができることとするか。
- 市区町村においては、本社又は入札・契約等に関する権限等を委任する営業所をいずれか1つのみ登録できるようにするか。

技術者情報の取扱いについて①

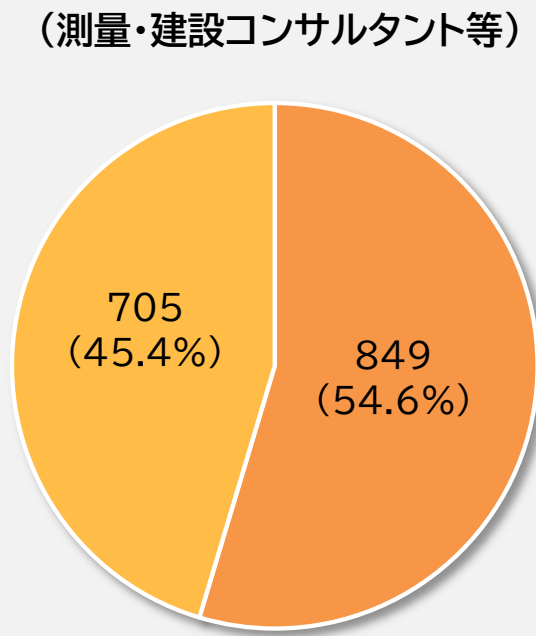
- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の申請項目のたたき台の「技術者情報」の現状の取扱いについて、以下の事項を全地方公共団体を対象に照会。
 - 技術者の人数のみを確認しているか
 - 個々の技術者の資格や氏名等の情報まで確認しているか

調査結果

- 意見照会の結果、**技術者の人数のみを確認している団体**(建設工事703団体(47.4%)、測量・建設コンサルタント等849団体(54.6%))と、**個々の技術者ごとに資格や氏名等を確認している団体**(建設工事781団体(52.6%)、測量・建設コンサルタント等705団体(45.4%))には、**大きな差はなかった。**



■ ① ■ ②



■ ① ■ ②

【凡例】

- ① 技術者の人数のみを確認している
(技術者の総数や一部の資格のみの技術者の人数を確認している場合も含む)
- ② 個々の技術者の資格・氏名等を確認している
(技術者の人数に加え、技術職員名簿等で資格・氏名等を確認している場合や区域内事業者に対してのみ個々の技術者の資格・氏名等を求めている場合も含む。)

※ 入札参加資格申請において技術者情報を求めている団体(建設工事:1,484団体、測量・建設コンサルタント等1,554団体)に占める割合

技術者情報の取扱いについて②

検討

- たたき台で選択申請項目として設定している「技術者情報」は、個々の技術者の資格や氏名等の情報を入力する場合の**事業者の申請に係る事務負担への懸念**を踏まえ、資格ごとの技術者の人数のみを求めることとしている。
- 個々の技術者の資格や氏名等の情報を確認している団体の中には、申請項目としての入力を求めずに、「**技術職員名簿(経営事項審査の際に添付するもの)**」を提出させることにより、**個々の技術者の情報を確認している**との意見もあった。
- この点、経営事項審査に添付した「技術職員名簿」であれば、事業者が新たに書類を作成する必要はなく、申請に係る事務負担は大きく増加しないものと考えられるか。
- 一方、現に申請項目として、個々の技術者の資格や氏名等の入力を求めている団体にとっては、「**技術職員名簿**」で審査を行うことになり、**一時的には、審査に係る事務負担が現状よりも増加する**と考えられるか。
- この点、共同受付・審査体制の構築や、技術者情報のデータ連携、審査事務におけるデジタル技術の活用等により、審査事務の効率化を図ることで事務負担軽減を目指すべきとも考えられるか。

共通化の方向性

- 技術者情報については、たたき台のとおり、**申請項目として「技術者情報」(選択申請項目)を、必要書類として「技術職員名簿」(選択必要書類)を設定することにより、技術者の人数、個々の技術者の資格や氏名等の情報の両方を確認できるようにし、地方公共団体が必要に応じて申請項目・必要書類として設定できるようにするか。**
※ 上記は選択申請項目・必要書類のため、入札参加資格審査申請において、技術者の情報を求める必要がない団体においては、設定しないことができる。
- なお、事務負担軽減のため、共同受付・審査体制の構築や共通システムの具体的な検討に当たっては、技術者情報のデータ連携、審査事務におけるデジタル技術の活用等を視野に入れて検討することとするか。

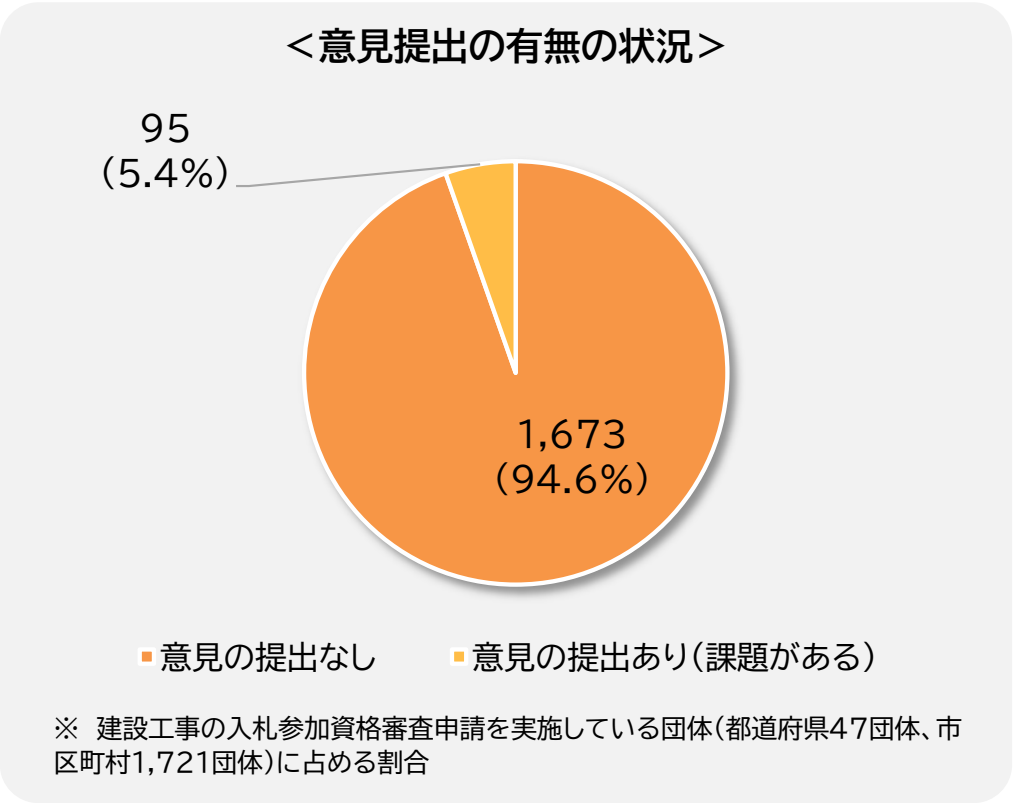
総合評定値通知書の有効期間の取扱いについて①

- 建設工事の必要書類のたたき台の「総合評定値通知書の写し」を「(入札参加資格審査の)申請日時点において、有効期間内で最新のもの」としていることについて、考えられる課題を全地方公共団体に照会(任意記入)。

調査結果

- 意見照会の結果、95団体(5.4%)から意見があった。
- 主な課題(意見の提出があったもの)

● 入札参加資格審査申請の申請日から資格付与日までに一定期間を要するため、申請日時点では有効な経審であっても、資格付与時点では経審の期限が切れる場合があり、事業者の実態と等級区分に差異が生じるおそれがある。	38団体
● 事業者毎に決算期が違いため、たたき台のとおり設定すると、経審の審査基準等に変更が生じた場合に、変更前の審査を受けた事業者と変更後の審査を受けた事業者が存在することになり、事業者間の公平な比較ができないことから、審査基準日を令和7年4月から令和8年3月のように区切った方がよい。	33団体
● 入札参加資格審査申請の申請期間に経審の結果が通知される事業者について、申請の時期によって、新旧の総合評定値通知書から有利なものを選択できるようになり、不公平が生じる。	8団体
● 経営事項審査情報をデータ連携により自動取得しているが、たたき台のとおり設定した場合、データ提供元の情報が常に最新ではないため、データ連携で取得できない場合が発生し、現在、総合評定値通知書の提出を求めている場合においても、新たに提出を求める必要がある。	3団体



● 入札参加資格の有効期間中に経審の有効期間が切れた場合の取扱いに課題がある(新たな総合評定値通知書の提出を求め、等級を変更(再審査)する必要があるのか)。	6団体
--	-----

変更申請等の共通化の検討と併せて検討するか。

※ この他、「入札参加資格申請の申請期間において、経審を申請中の事業者の取扱いに課題がある」(2団体)、「要領・告示の改正が必要」(2団体)、「その他」(3団体)の意見があった。

総合評定値通知書の有効期間の取扱いについて②

検討

- 「入札参加資格審査申請の申請日時点で有効期間内で最新のもの」とすることについては、意見の提出がない団体が多数であることから、たたき台のとおりとすることが考えられるか。
- 「申請日時点では有効なものであっても、資格の付与時点では有効期間が切れる場合がある」との意見※について、別途検討している申請方法のたたき台においては、共通の資格の有効期間の開始日を4月1日、定期申請の受付期間を前年の10月1日から11月30日としているところ、申請受付期間終了日から資格の有効期間の開始日までの間(12月1日から翌年3月31日)に有効期間が切れる場合の取扱いについて、どのように考えるか。
※ 聞き取りによると、上記の意見の提出があった団体は、「資格の付与日時点で有効期間内で最新のもの」の提出を求める取り扱いとしており、資格付与日までに経営事項審査の有効期間が切れる場合には、新たに受審したものを追加で提出させるようにしている。
- 「経審の審査基準等に変更が生じた場合に変更前の審査を受けた事業者と変更後の審査を受けた事業者が存在することになり、事業者間の公平な比較ができないことから、審査基準日を一定期間区切った方がよい」との意見について、入札参加資格審査申請の趣旨は、地方公共団体が締結しようとする契約の適正な履行を確保するために、事業者の経営状況等を事前に確認することであり、この趣旨を踏まえると、総合評定値通知書はできる限り事業者の最新の経営状況が確認できる時点のものを提出させることが望ましいと考えられるか。



共通化の方向性

- 総合評定値通知書の写しについては、たたき台のとおり「入札参加資格審査申請の申請日時点で有効期間内で最新のもの」とするか。

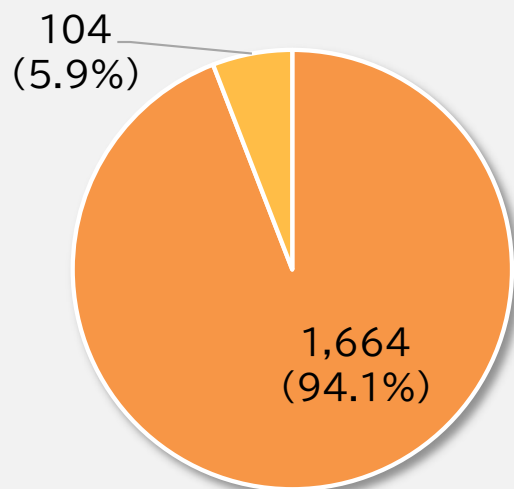
軽微な建設工事の取扱いについて①

- 建設業許可が不要とされている「軽微な建設工事」を請け負う事業者について、建設工事の入札参加資格申請においてどのように取り扱っているか、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 意見照会の結果、建設業許可を受けていない「軽微な建設工事」を請け負う事業者について、**建設工事の入札参加資格審査申請では受付していない団体は全体の9割以上(1,664団体(94.1%))**となっている。
- 「建設工事の入札参加資格審査申請では受付していない」と回答した団体のうち、**「物品・役務等の入札参加資格審査申請により受付している」と回答した団体が最も多く(800団体(48.1%))**、次いで**「別途、軽微な建設工事への入札を希望する事業者に対する登録制度等を設けている(小規模修繕契約希望者登録制度、小規模工事等参加希望者登録制度等)」と回答した団体が多くなっている(485団体(29.1%))**。

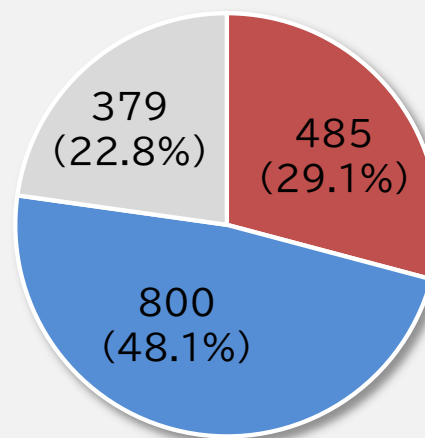
<建設工事の入札参加資格審査申請における受付状況>



- 建設工事の入札参加資格審査申請では受付していない
- 建設工事の入札参加資格審査申請では受付している

※ 建設工事の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47体、市区町村1,721団体)に占める割合

<「建設工事の入札参加資格審査申請では受け付けていない」団体(1,664団体)における対応状況>



【凡例】

- ① 別途、軽微な建設工事への入札を希望する事業者に対する登録制度等を設けている
- ② 物品・役務等の入札参加資格審査申請で受付している
- ③ その他

※ その他の内訳

- ・受付していない(382団体)
- ・測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請で受付している(1団体)
- ・軽微な建設工事への入札を希望する事業者に対する登録制度等を設けつつ、物品・役務等の入札参加資格審査申請でも受付している(1団体)

■ ① ■ ② ■ ③

軽微な建設工事の取扱いについて②

検討

- 意見照会の結果を踏まえると、軽微な建設工事を希望する事業者を建設工事の入札参加資格審査申請で受付できるようにすることは、多くの地方公共団体にとって実態に合わないと考えられる。
- 都道府県、市区町村ともに物品・役務等の入札参加資格申請により受付をしている団体が最も多くなっていることから、軽微な建設工事を希望する事業者については、物品・役務等の共通の入札参加資格申請において受付できるようにすることが考えられるか。
- 一方、市区町村においては、軽微な建設工事への入札を希望する事業者に対する登録制度等を設けて対応している団体も多くなっているところ、これらの制度は、各団体が地域の実情を踏まえて、発注の上限金額や地域要件を定めてきたものであり、共通化を図ることは困難であると考えられるため、共通化の対象とすべきでないと考えられるか。
- これらを踏まえると、軽微な建設工事を希望する事業者については、物品・役務等の共通の入札参加資格申請において受け付けるか、独自の登録制度等により取り扱うか、地方公共団体の任意とすることが適当と考えられるか。



共通化の方向性

- 建設工事の共通の入札参加資格審査申請においては、軽微な建設工事は受け付けないこととするか(この場合、建設工事の入札参加資格申請においては、建設業許可を受けていることが必須となる)。
- 軽微な建設工事への入札を希望する事業者について、物品・役務等の共通の入札参加資格審査申請において受け付けるか、独自の登録制度等により取り扱うかについては、各地方公共団体の任意とするか。

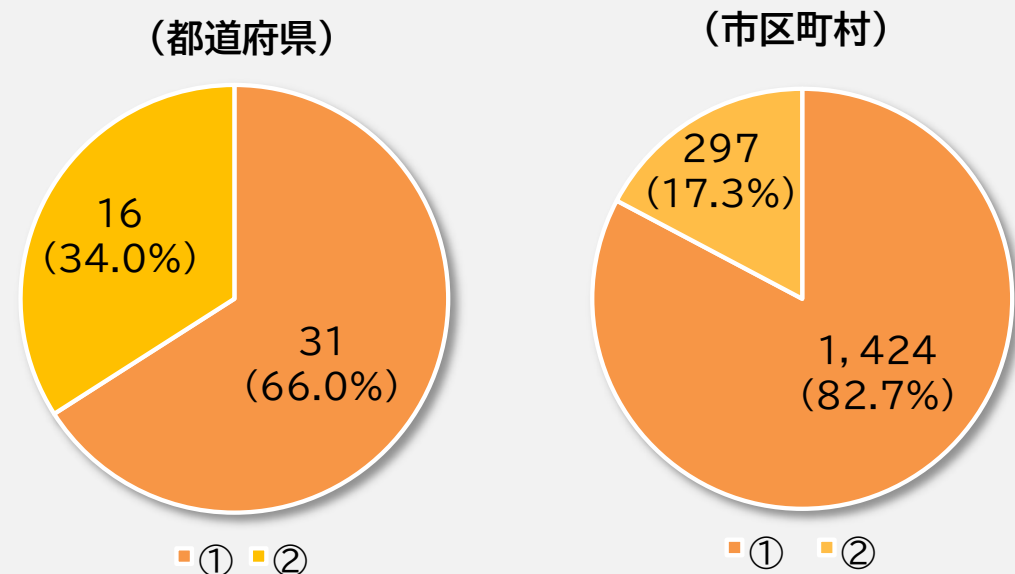
業種の設定状況について(建設工事)①

- 建設工事の申請項目のたたき台の「希望する業種」の現状の設定状況について、以下の事項を全地方公共団体を対象に照会。
 - ① 建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している(29業種他、「その他」等を設定している場合も含む。)
 - ② 独自の業種を設定している

調査結果

- 意見照会の結果、建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している団体は都道府県31団体(66.0%)、市区町村1,424団体(82.7%)となっており、特に市区町村において多くなっている。
- 一方、独自の業種を設定している団体のうち、小分類を設定している団体(149団体(47.6%))と小分類を設定していない団体(164団体(52.4%))は、同程度であった。
- 小分類を設定している団体における小分類の数については、最大で216業種を設定している団体もあり、団体ごとにばらつきがある。
- また、小分類を設定していない164団体においては、
 - ・29業種より多く業種を設定：47団体(28.6%)
 - ・29業種より少ない業種を設定：117団体(71.3%)となっている。
- このうち、29業種より少ない業種を設定している団体は、人口規模の小さい団体が多い傾向にある。

<建設工事の入札参加資格審査申請における業種の設定状況>



【凡例】

- ① 建設業法の29業種を入札参加資格申請時の業種として設定している
- ② 独自の業種を設定している

※ 建設工事の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47体、市区町村1,721団体)に占める割合

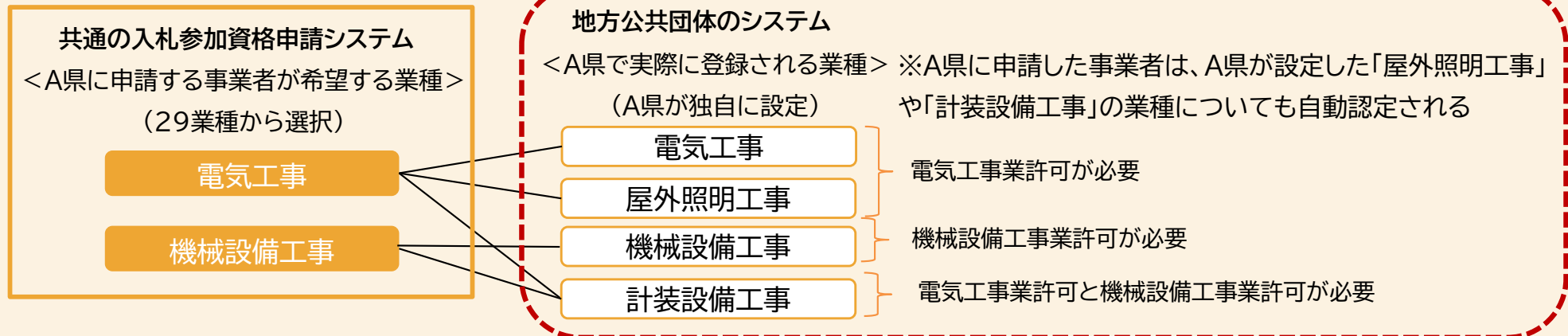
業種の設定状況について(建設工事)②

検討

- 意見照会の結果を踏まえると、建設業法の29業種については、多くの団体が業種として設定されていることから、**たたき台で大分類として設定した29業種については、修正する必要はない**と考えられるか。
- また、たたき台においては、大分類に加えて、選択申請項目として小分類を設定したところ、小分類のように、29業種よりも詳細な業種を設定している団体の業種は、団体ごとにばらつきがあるため、**一律に共通化するのは難しい**と考えられるが、**一定の共通化を図ることについて**どのように考えるか<論点①>。
- この点について、「各団体が独自の業種を設定してきていることを踏まえると、**小分類のような詳細な業種は共通化せずに、各団体が実情に合わせて自由に設定できるようにした方が各団体の実情に即した運用が可能となるのではないか**」との意見があったが、**地方公共団体が自由に設定できるようにすることについて**、どのように考えるか<論点①>。
- 一方で、現に、29業種を大きくくりして**29業種より少ない業種を設定している団体**や、**2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定している団体**においては、29業種に対応するための**業種の見直しや発注の工夫等が必要**となることについて、どのように考えるか<論点②>。
- 仮に、共通システムにおいて、事業者の希望する大分類の業種(29業種)のみを登録することとした上で、地方公共団体のシステムごとに独自に設定する業種とデータ連携を行うことで、**事業者が希望する業種を入力せずとも、該当する業種に自動で認定される**ような方法とすれば、地方公共団体が業種を自由に設定できるようにすることが可能になるが、このような手法についてどのように考えるか<論点③>。*

※ 項目・申請方法等検討部会(第12回)資料2 P16の意見

論点③の業種の設定に関する連携イメージ



業種の設定状況について(建設工事)③

論点

<論点①について>

- 小分類について、**地方公共団体が自由に設定できるようにする場合**には、意見照会の結果を踏まえると、都道府県のうち約3割、市区町村のうち約2割の団体でそれぞれ独自の小分類が設けられる可能性があり、特に**複数の団体に申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担の軽減効果が小さくなる**と考えられるか。
- また、地方公共団体で独自に設定される**小分類を共通システム上で設定・管理する必要**があり、共通システムが保有するデータが膨大となると考えられるところ、**費用対効果を含めたその実現可能性**について、どう考えるか。
- なお、**小分類について一定の共通化を図る場合**には、たたき台で設定した小分類に、意見照会で追加すべきとの意見のあった業種から必要と考えられるものを加え、小分類の一覧を作成し、それらの中から**地方公共団体が任意に必要な業種を選択できるようにすることが**考えられるか。

<論点②について>

- 29業種を大きくくりして29業種より少ない業種を設定することや、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定することについては、地方公共団体にとって柔軟な発注が可能になるといったメリットがあると考えられる一方で、個別の入札案件において必要となる建設業許可がない事業者は入札参加ができないこととなるなど、個別の入札時における対応が必要となることから、そのような設定を認めることについて、どのように考えるか。

<論点③について>

- 共通システムと各地方公共団体のシステムとのデータ連携による対応であれば、29業種を大きくくりして29業種より少ない業種を設定することや、2つ以上の建設業許可が必要となるような独自の業種を設定することができるようになるが、29業種よりも細分化した業種へ連携するためには、申請者に、さらに具体的な条件をあらかじめ入力させる必要が生じると考えられるか。
- また、上記の方法による業種の設定を可能とした場合においても、**事業者が建設業許可等を取得しているが、現実的に対応できない業務についても認定される**可能性があり、地方公共団体において指名競争入札における事業者選定等の入札事務等に支障が生じるおそれがあると考えられるか。また、事業者にとっても、自らが申請した29業種と、当該団体において登録される**業種が即座に判別できず、事務負担等が生じる**おそれがあると考えられるか。

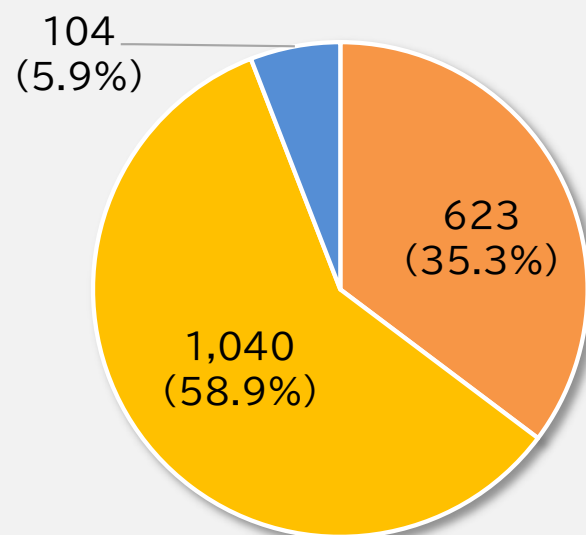
業種の設定状況について(測量・建設コンサルタント等)①

- 測量・建設コンサルタントの申請項目のたたき台の「希望する業種」の現状の設定状況について、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 意見照会の結果、大分類に加えて小分類を設定している団体は都道府県39団体(83.0%)、市区町村1,040団体(58.2%)となっており、小分類を設定していない団体は都道府県8団体(17.0%)、市区町村615団体(35.8%)となっている。
- 業種数(小分類を設定している場合は大分類の業種数)については、5業種としている団体が477団体(28.7%)と最も多くなっており、5～7業種としている団体で1,139団体(68.6%)を占めている。
- また、小分類を設定している団体のうち、大分類の数を5～7業種と設定している団体の小分類の業種数は、10業種以下の団体もあれば、70業種以上の団体もあり、ばらつきがある。

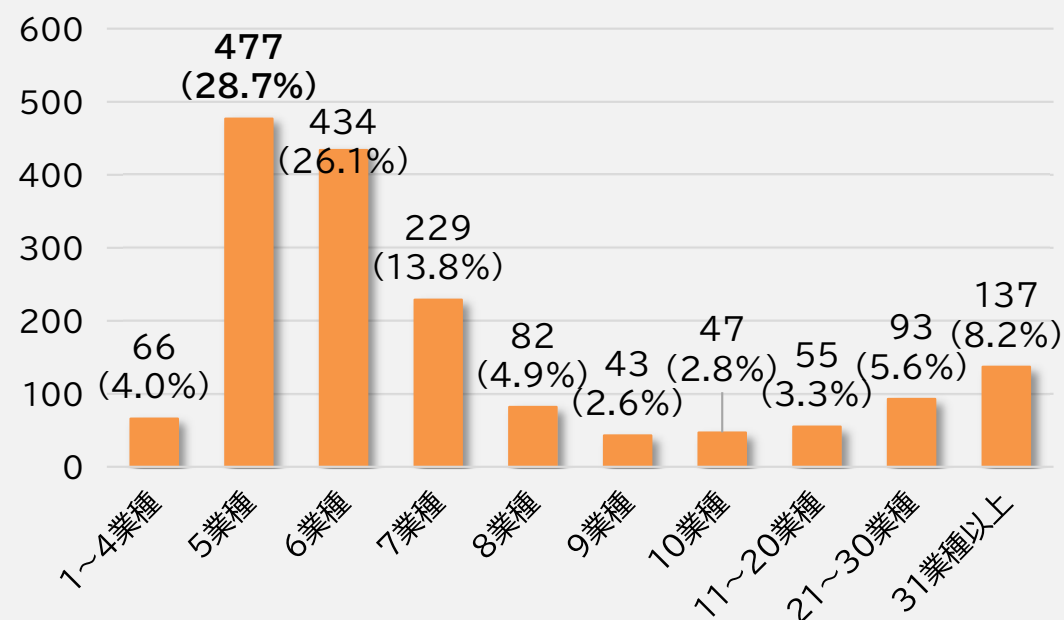
＜測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査
申請における業種の設定状況＞



- 大分類のみ設定
- 大分類+小分類を設定
- 業種を設定していない

※ 測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,720団体)に占める割合

＜業種を設定している団体(1,662団体における)
大分類の業種数の状況＞



業種の設定状況について(測量・建設コンサルタント等)②

検討

- 意見照会の結果を踏まえると、以下の理由により、**たたき台で大分類として設定した5業種については、修正する必要はないと考えられるか。**
 - ・ **5業種としている団体が最も多くなっていること**
 - ・ 6業種、7業種としている団体から追加すべきといった意見があった大分類の業種としては、「環境調査」、「草刈り業務・清掃」、「不動産鑑定」等であり、これらの業種については、物品・役務等の共通の業種(営業品目)として既に設定されており、**物品・役務等の共通の入札参加資格審査申請において受付ができること**
- 測量・建設コンサルタント等においても、小分類を設定している団体が多く、小分類のような詳細な業種は、団体ごとにばらつきがあり、**一律に共通化するのは難しいと考えられるが、建設工事の論点①(P20)と同様に、一定の共通化を図ることとするか、地方公共団体が自由に設定できるようにするか、どのように対応することが考えられるか。**

論点

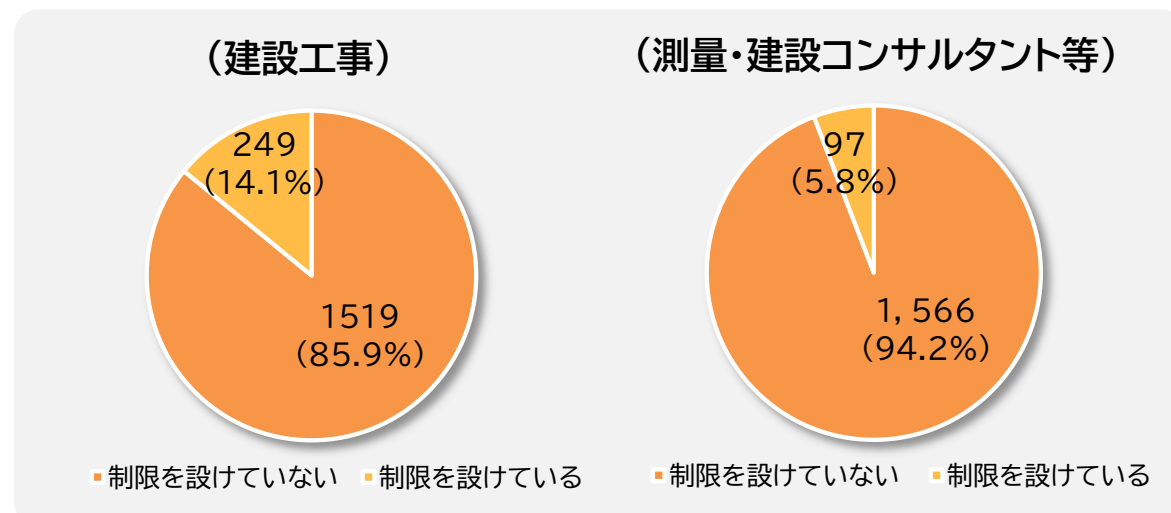
- 小分類について、**地方公共団体が自由に設定できるようにする場合**には、意見照会の結果を踏まえると、都道府県のうち約8割、市区町村のうち約6割の団体でそれぞれ独自の小分類が設けられる可能性があり、特に**複数の団体に申請する事業者にとっては、申請に係る事務負担の軽減効果が小さくなる**と考えられるか。
- また、独自に設定される**小分類を共通システム上で設定・管理する必要**があり、共通システムが保有するデータが膨大となると考えられるところ、**費用対効果を含めたその実現可能性**について、どう考えるか。
- 小分類について**一定の共通化を図る場合**には、たたき台で設定した小分類に、意見照会で追加すべきとの意見のあった業種から必要と考えられるものを加え、小分類の一覧を作成し、それらの中から**地方公共団体が任意に必要な業種を選択できるようにすることが考えられるか。**

選択することのできる業種の数について

- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の事業者が選択することのできる業種の数に制限を設けているかについて、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 意見照会の結果、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに事業者が選択することのできる業種
の数を制限していない団体が多数となっている
(建設工事1,519 団体(85.9%)、測量・建設コン
サルタント等1,566団体(94.2%))。



※ 建設工事の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,721団体)に占める割合
測量・建設コンサルタント等の業種を設定している団体(都道府県47団体、市区町村1,616団体)に占める割合

検討

- 事業者が選択できる業種の数に制限している団体からは、「数を制限することによって、大規模事業者が多くの業種に登録することを抑制し、小規模事業者の受注機会の確保につながる」との意見もあるが、入札参加資格申請時における業種
の数を制限せずとも、発注時に発注金額や工事内容に応じた地域要件を設定することで、契約ごとに適切な事業者を選定
できるものと考えられるか。
- また、事業者が選択できる業種の数に制限しないことにより、各業種に登録される事業者数の増加につながり、入札不調・
不落の減少に寄与する可能性もあるか。

共通化の方向性

- 事業者が選択することのできる業種の数については、制限しないこととするか。

業種の希望順位について①

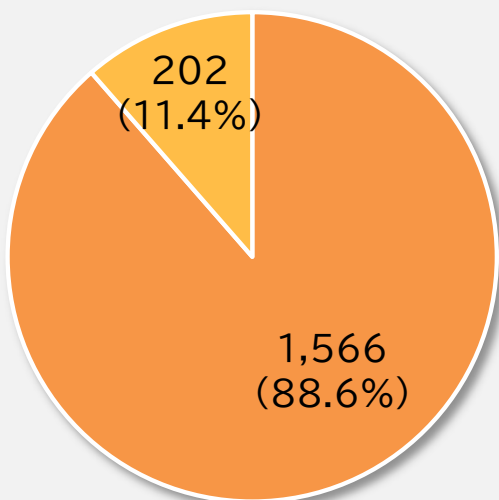
- 建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業種に希望順位を設定できるようにしているか、設定できるようにしている場合は何位までを設定できるようにしているかについて、全地方公共団体を対象に照会。

調査結果

- 意見照会の結果、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに希望順位を設定できるようにしていない団体が多数となっている(建設工事1,566団体(88.6%)、測量・建設コンサルタント等1,506団体(90.6%))。

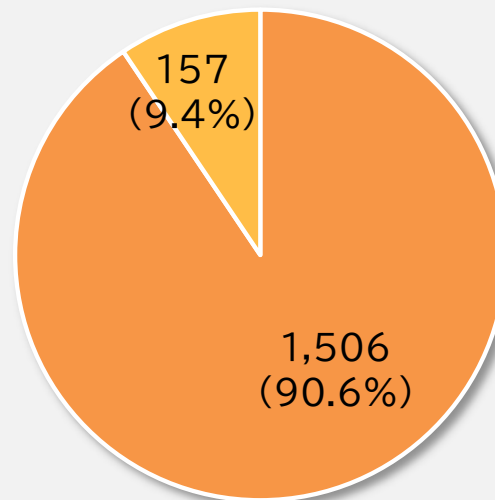
<希望順位の設定状況>

(建設工事)



- 設定できるようにしていない
- 設定できるようにしている

(測量・建設コンサルタント等)



- 設定できるようにしていない
- 設定できるようにしている

※ 建設工事の入札参加資格審査申請を実施している団体(都道府県47団体、市区町村1,721団体)に占める割合
測量・建設コンサルタント等の業種を設定している団体(都道府県47団体、市区町村1,616団体)に占める割合

業種の希望順位について②

検討

- 希望順位については、設定できるようにしていない団体が多数となっている一方、設定できるようにしている団体においては、特に指名競争入札の際に、上位の順位を希望している事業者を指名する等としているものと考えられることから、**選択申請項目として、地方公共団体の任意で設定できるようにするか。**
- 具体的な業種の希望順位については、**実際に共通の業種数と同程度の業種数(建設工事:29業種、測量・建設コンサルタント等5業種)を設定している地方公共団体における希望順位の設定の状況を参考に検討するか。**

(建設工事)

- 29業種を設定している地方公共団体における希望順位の設定状況を確認すると、大分類に順位を付すこととしている団体は171団体であり、そのうち、具体の希望順位の設定状況は、**1位から5位までのいずれかの順位を設定している団体が119団体(69.5%)**、「全てに順位を付すことができる」としている団体が41団体(23.4%)となっている。
- 「全てに順位を付すことができる」ようにしている団体も一定数存在するが、全てに順位を設定させることは事業者の申請に係る事務負担や地方公共団体の審査に係る事務負担が増加する一方、下位の順位については、現実的に使用されていないものと考えられる。

(測量・建設コンサルタント等)

- 5業種を設定している地方公共団体における希望順位の設定状況を確認すると、大分類に順位を付すこととしている団体は19団体であり、そのうち、具体の希望順位の設定状況は、**「5位まで(=全てに順位を付すことができる)」としている団体が10団体(52.6%)と最も多くなっている。**
- 建設工事の場合とは異なり、5業種のみであることから、「全てに順位を付すことができる」ようにした場合でも、事業者の申請に係る事務負担や地方公共団体の審査に係る事務負担は大きく増加しないものと考えられるか。

共通化の方向性

- 業種の希望順位については、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに**「5位」まで**設定できることとするか。
※5位まで設定できるとした場合には、現状、「5位未満」としている団体においても、必要としている順位を確認できるものと考えられるか。

その他の主な意見①

申請項目の数に関する意見

- たたき台では、記載する項目が非常に多いため、提出までに業者の負担が大きいと考えられる。
- 申請項目はあまり細かくし過ぎないことが望ましい。変更が生じた際の変更申請等が必要となることも踏まえると、特に技術者等雇用の数や有資格状況など職員の就退職で常時変化するものは申請項目としてしまうと、申請者も審査者も事務が煩雑になりすぎる。

独自申請項目の取扱いに関する意見

- 本県では、入札参加資格業者の格付けにあたり独自の主観点項目が多くなっている。統一的な共通・選択申請項目が決定されたとしても、直ちにこれらに主観点項目を合わせていくことは困難である。申請項目・必要書類の共通化が図られた後、共通・選択の対象から外れた項目(独自申請項目等)の取り扱いについての考え方を示していただきたい。

共通システムの整備・審査体制に関する意見

- 申請者から申出を受けた情報だけでなく、工事成績、表彰歴、防災協定等、行政側でもデータをシステムに登録し、格付けに利用できるようにしていただきたい。
- 申請者・審査者双方の負担軽減のため、添付書類を求めるのではなく、極力システム内で審査ができる方法を目指すべきである。例えば、建設業許可の情報、経営事項審査の情報、CCUS(建設キャリアアップシステム)とデータを連携することができれば、審査のデジタル化・効率化が図られる。
- 既に県内市町村で共同受付を実施しており、審査は県が行うことで、市町村は実質的にほとんど審査を行っていない。仮に全国単位で行うのであれば、現状の事務負担と同等あるいはそれを下回るような内容でなければ、対応は難しい。
- 入札参加資格申請の共通化・デジタル化をした場合の受付窓口については、どのようなものを想定しているのか。

その他の主な意見②

業種に関する意見

- 現に等級が設定されている業種の統廃合がある場合は、**団体内でランクの考え方や設定方法を再検討する必要がある**、検討には相当期間が必要となる。
- また、詳細な業種を設定していた団体がより大きな枠の業種に変更した場合、**過去の発注業種と差異が生まれることによって受発注者間のミスマッチが発生する可能性がある**。そのことを防ぐため、入札事務を担当する部署等で発注方法のマニュアル等の再整備が必要となるため、導入には相当期間が必要となる。

その他の意見

- 建設工事は営業エリアが営業所の周辺となるため、**全国一括で申請を受け付ける利点は少ない**のではないかと。
- 当市では、**市内業者のみを格付け対象としている**ことから、市内・市外の入札参加資格審査申請の様式が同じになってしまうと大変な混乱を招くことが予想される。特に市内の建設業者の負担増にならないような仕組みを検討していただきたい。
- 当町では、**町外事業者の入札参加資格審査申請割合が約8割程度**に対して、**町外事業者の実際の受注が約2割程度**となっており、受注の割合は町内事業者と比較して著しく低い。町外事業者で複数の自治体に申請する傾向にある事業者にとっては、共同利用となった場合、メリットが大きいと考えるが、**町内事業者は概ね当町への申請しかしない状況なので、様式の変更、提出書類の増など、負担の増が見込まれる**。町外事業者の審査件数に対して、受注件数も少ない状況にあることから、町外業者への優遇に対する優先順位は低く、共通化・デジタル化により、町外業者に便宜を図る必要があるのか疑問である。